

現状の報告

【説明内容】

- 1 包括委託契約の解除について
- 2 現場の維持管理について
- 3 事業の中断による影響への対応について
- 4 その他

1 包括委託契約の解除について

委託の名称	「相模原都市計画事業 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託」
契約金額	7,560,000,000円(税込)
工期	平成28年3月24日 ~ 平成35年(令和5年)3月31日
受託者	清水建設株式会社横浜支店

(1) 契約の解除

大量の地中障害物の発出等により事業の推進が困難となったことから、令和元年6月5日に工事の施工及び調査設計業務を一時中止しましたが、受注者より本件契約書の()工事編第49条(調査設計編第44条)第1項第2号により令和2年3月31日をもって、本件契約が解除されました。

〈解除理由〉

事業の一時中止期間が更に2年以上延長されることへの対応が出来ない。

工事編第49条(調査設計編第44条)第1項第2号(要約)

工事の施工の中止期間が6ヶ月を超えたとき、受注者はこの契約を解除することができる。

(2) 受託者との協議状況

契約業務の一時中止及び解除に伴い、本事業で要した費用

〈協議事項〉

令和元年6月5日（工事の施工及び調査設計業務の一時中止）
までの工事等 実績に係る費用
清水建設から提出された調査土工や調査設計等の出来高の確認

神奈川県
建設工事
紛争審査会

令和元年6月5日から令和2年3月31日（包括委託契約の解除）
までの一時中止期間中に要した現場管理費
一時中止期間中の現場管理費用の確認

一部和解
について
調整中

令和2年3月31日の契約解除に伴う現場引渡し等費用
現場管理施設の引継ぎ等に関する調整

引き渡し、
管理について
協議中

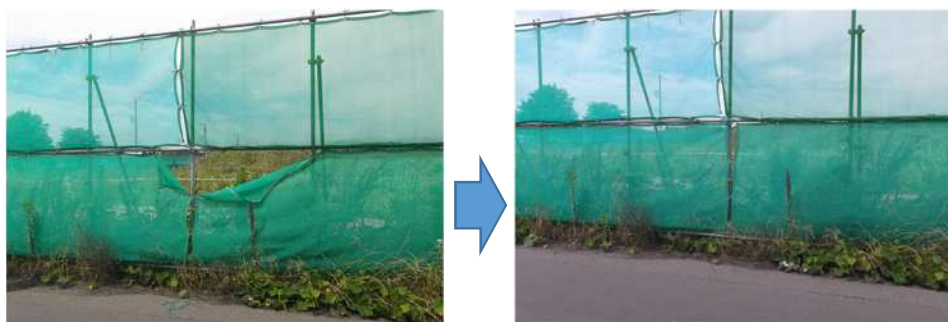
2 現場の維持管理について

令和2年4月以降、市職員が午前及び午後の現地パトロールを実施するなど、現場環境の保全や安全を確保するための維持管理業務を行っています。

〈主な内容〉

- ・安全柵（防塵ネット等）の維持管理
- ・カーブミラーなど交差点の見通し確保や安全啓発施設の維持管理
- ・除草業務に係る現地確認及び対応
- ・不法投棄物の確認及び撤去等の対応
- ・豪雨や台風への備え など

風で剥がれた防塵ネット



不法投棄されていた冷蔵庫



お気づきの点等がございましたら、当事務所までご連絡ください。

3 事業の中断による影響への対応について

固定資産税・都市計画税の負担の軽減について

- ・軽減を図る方策等を検討するため、法律上の整理や事例の調査を行っています。

事業の中断による影響への対応について

- ・事業が中断したことにより生じる事業上の損失等について、確認を行っています。

4 その他

本事業に関する住民監査請求書が7月16日に提出されました。